

スクールサポーター制度について

スクールサポーターとは

警察署と中学校のパイプ役として、学校との連携による対応、少年の非行防止や地域安全情報のきめ細やかな収集・提供を行う非常勤職員をいいます。
非常勤職員には、退職警察官を配置しております。

スクールサポーターの活動

- (1) 少年の非行防止及び立ち直り支援
 - ・ 学校訪問、非行、校内暴力等への指導・助言
 - ・ 街頭補導活動、有害環境の浄化活動
 - ・ 少年相談、家庭訪問活動
- (2) 非行・犯罪被害防止教育の支援
 - ・ 非行防止、薬物乱用防止講話の実施
 - ・ サイバー犯罪被害防止講話の実施
 - ・ 不審者侵入時の防犯訓練の指導及び助言
- (3) 学校等における生徒の安全確保対策
 - ・ 学校施設・設備の点検
 - ・ 防犯ボランティア団体等と連携した合同パトロール
 - ・ 地域安全マップの作成支援
- (4) 地域安全情報の把握と提供
 - ・ 地域安全情報の共有化のためのネットワーク構築
 - ・ 学校周辺における不審者情報等の把握と提供
 - ・ 非行等問題行動に関する情報の把握と学校警察連絡協議会等への提供



などを任務としております。

平成22年度から、6名のスクールサポーターがそれぞれ県内6教育事務所の管轄区域を担当し、活動します。

